

営業時間短縮の要請に伴う補正予算について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く深刻な状況を踏まえ、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の1月8日から2月7日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を店舗ごとに支給します。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき1月8日に専決処分を行います。

【補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
	億円	億円	億円
一 般 会 計	1, 528	9兆3, 155	9兆4, 683

【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整	
		国 庫 支 出 金	基 金 繰 入 金
	億円	億円	億円
一 般 会 計	1, 528	1, 190	338

(注) 1 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金である。

(注) 2 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】

財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

【補正事項】

○ 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給 1, 528億円 【産業労働局】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の1月8日から2月7日まで営業時間の短縮を要請することに伴い、全面的に協力頂き、かつ感染防止のガイドラインを遵守し、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示する中小事業者の店舗を対象とした「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」を支給

(支給額)

1月8日(金)から2月7日(日)まで 186万円(店舗単位)

(なお、1月12日(火)から2月7日(日)までの場合 162万円(店舗単位))